

公表様式

(1) 契約の名称	令和6年度 駒ノ尾山登山道休憩小屋の新設工事
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	既存小屋撤去工事一式 新設工事一式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
(4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	(株)木の里工房 木薫 岡山県英田郡西粟倉村長尾739-5 代表取締役 國里哲也
(5) 随意契約を行った理由（令第167条の2の規定及びその規定を採用した理由も明記）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （上記規定を採用した理由） 本事業は駒ノ尾山登山道の中腹にある東屋の更新工事であり、工事の資材搬入に作業道の補修が必要となる。また、資材の搬入もフォワーダーでの搬入を想定しており、これらの現状況から一括した施工能力があるのは村内でも(株)木薫しかいないため、同社と契約することが適当であると考えられる。
(6) 契約の相手方とした理由	（(5)以外の理由があれば記載すること。）
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	
(8) 契約を締結した日	令和6年7月17日
(9) 契約金額	3,059,100円
(10) その他村長が必要と認める事項	